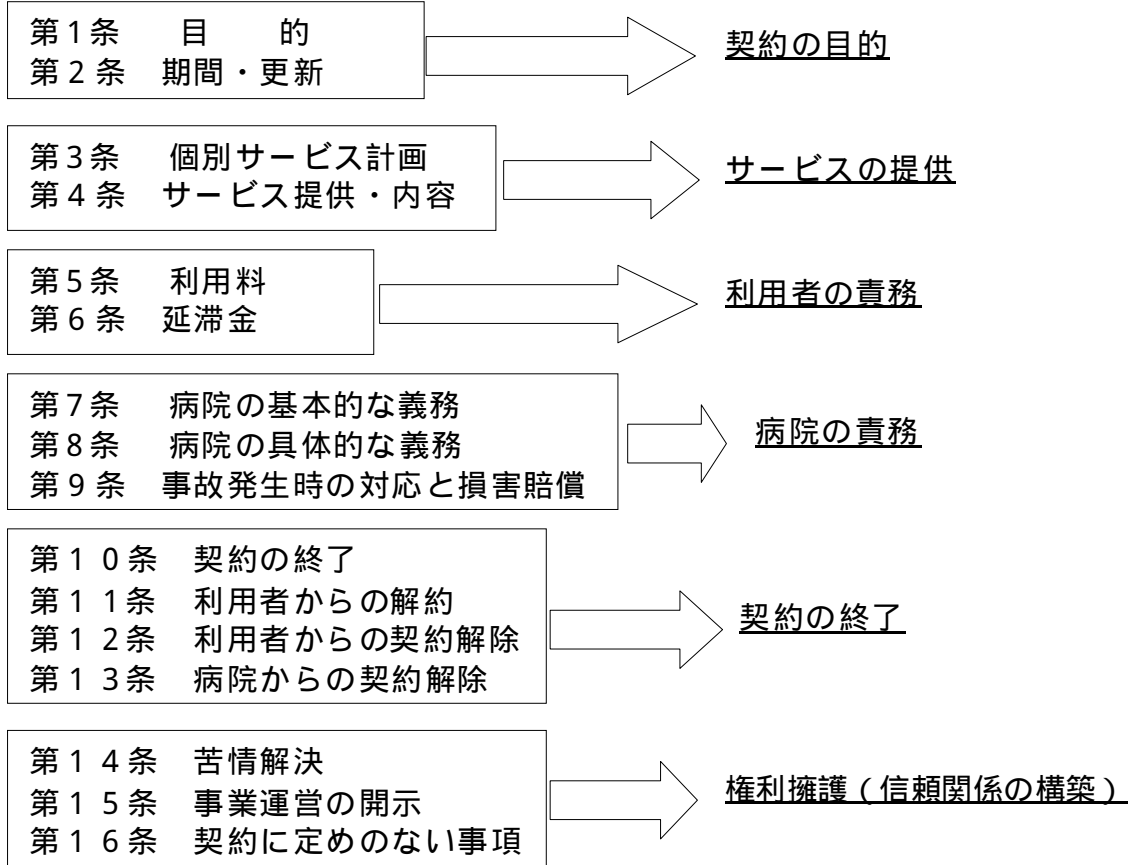


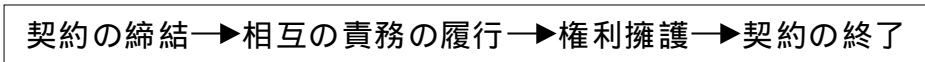
利用契約書（試案）の解説

平成18年5月5日記 山崎國治氏

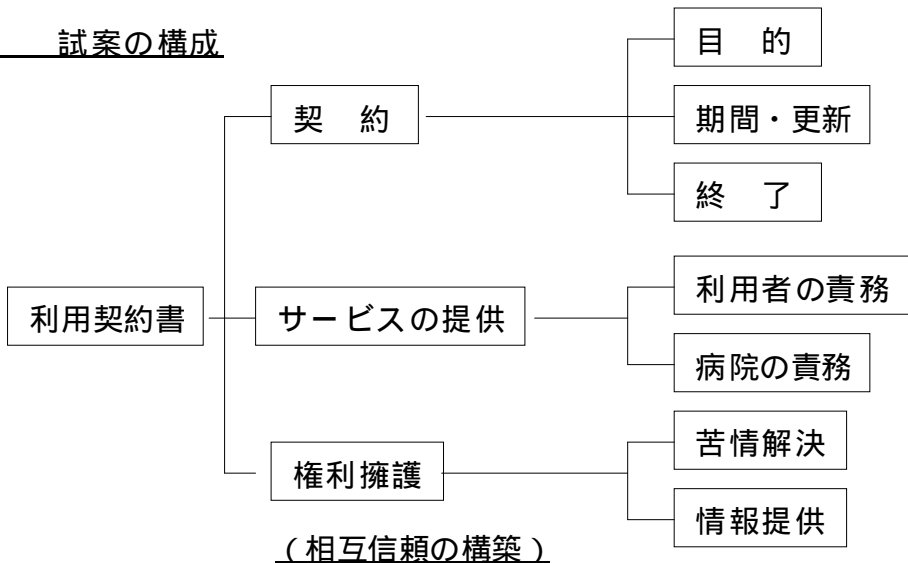
試案の構成条文



試案の構文の流れ



試案の構成



目的規定

契約の第1条には、目的規定が述べられるのが通例である。

その理由は、二つある。

一つは、この条文によって、契約内容のあらましを推測することができること。

二つは、個々の契約内容の解釈に当たって、目的規定がその判断に一つの方向を与えてくれることである。

契約の意図が集中的に表現されたものが、目的規定であると言える。

以上の考えから、第1条は4項目の構成とした。

1 病院は、利用者の人格を尊重すること。

根拠規定

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令 第10条第1項(平成18年3月29日厚生労働省令第56号)

指定障害福祉サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 児童福祉法第24条の11第3項

指定知的障害児施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 病院は、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うこと。

根拠規定

- 社会福祉法第78条第1項

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 病院は、利用者の生活の質を高める視点に立つこと。

根拠規定

○児童福祉法第24条の11第2項

指定知的障害児施設等の設置者は、その提供する障害児施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児施設支援の質の向上に努めなければならない。

4 病院は、医療・介護・日常生活上のサービスを提供すること。

根拠規定

○児童福祉法第7条第7項

この法律で、重症心身障害児施設支援とは、重症心身障害児施設に入所し、又は、指定医療機関に入院する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して行われる保護並びに治療及び日常生活の指導をいう。

○障害者自立支援法第5条第5項の「療養介護」の定義規定参照のこと。

5 利用者は、病院に対して、費用負担の義務を負うこと。

根拠規定

○児童福祉法第24条の2第2項

障害児施設給付費の額は、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

利用者の費用負担については、障害者自立支援法にも独自の規定はない。障害者自立支援法第29条第3項でも、介護給付費又は訓練等給付費の額は基準費用額の100分の90と規定していることから、結果として残る1割が利用者の負担と理解されている。

措置費から給付費に代わったことは、利用者に契約による費用負担の義務が発生することになる。

病院にとっては、1割の収入を見込んで年間のサービス提供計画が策定されているので、利用者の滞納や未納があると、病院運営に支障を来す。

試案の第5条・第6条は、利用者の義務を担保する規定とした。

以上の趣旨から、利用者の費用負担を契約の目的規定に含めた。

個別サービス計画の作成とサービスの内容

- (1) 試案第3条と第4条は、利用者一人ひとりに対するサービス計画の作成とサービス内容についての規定である。
児童福祉法第24条の2第2項では、指定知的障害児施設等の設備及び運営の基準を厚生労働省令に委任していて、この省令の公布によって、サービス計画も明確になる。現在は、未公布である。
そこで、3月29日に公布された厚生労働省令第56号の「児童サービス」の規定を紹介して、参考に供する。

(児童サービス計画の作成)

- 第62条 指定児童サービス事業所の管理者は、障害児の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した児童サービス計画を作成しなければならない。
- 2 指定児童サービス事業所の管理者は、それぞれの障害児に応じた児童サービス計画を作成し、障害児及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
 - 3 従業者は、それぞれの障害児について、児童サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

- (2) 試案第4条の規定は、1号から8号までのサービスを提供するものとした。
具体的なサービス提供の項目は、もっと細分化することも、少ない項目にまとめることも可能である。
どのような項目とするかについては、病院側の意向と利用者側の要望とを事前に調整しておくことが考えられる。
ここでは、障害者自立支援法第5条第5項の「療養介護」サービスを参考とした。